

郵送用 固定資産評価証明・閲覧請求書（個人用）

札幌市受付欄

納税義務者（所有者）

住所

フリガナ

電話

氏名

E-Mail
(任意)

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

請求する方（納税義務者ご本人が請求する場合は、記入不要です。）

電話

住所

E-Mail
(任意)

フリガナ

(法人は代表者印が必要です。)

納税義務者との関係(□内に✓)

氏名

□同居の親族(続柄)

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

□その他()

□代理人以外()

使用目的（□内に✓印を記入してください。）

売買 登記 資産確認 金融機関提出 保証人 税務署提出 相続

競売等(民事執行法等の規定による) 訴訟(民事執行法等の規定による競売等を除く)

その他(具体的かつ正確に)

必要な証明の種類（□内に✓印を記入してください。）

固定資産評価証明 { 1. 価格と課税標準額
 2. 価格と課税標準額と税相当額
 3. 価格(競売を除く訴訟関係者)

固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧 → 資産の所在する区を管轄する市税事務所へ直接ご請求ください(裏面参照)。

固定資産評価証明(償却資産分) _____ 区分 1. 価格と課税標準額
(資産明細書 有 無) 2. 価格

物件の所在（□内に✓印を記入し、物件の所在と年度、通数を記入してください。）

※未登記の家屋については、家屋番号欄に「未登記」とお書きください。

※地番又は家屋番号は、住居表示上の住所とは異なる場合がございます。

※家屋は、規約共有分が存在する場合がございます。発行には、別途、400円の手数料が必要です。

資産の区分	物件の所在	地番又は家屋番号	年度	通数
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	区	番		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	区	番		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	区	番		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	区	番		

請求の際は、次ページの「送付書類確認表」をご確認のうえ、必要書類を同封してください。

以下は記入しないでください。

作成	交付	確認	備考	証明件数	手数料
		免許・パスポート・障手・マイナC 身分証・在留C等・資格証	定額小為替 切手	円 円	件 × 400円
		保険証・年手・預通・診察券 キャッシュC・クレジットC・学生証 その他()		評価 件 土地 件 家屋 件 償却 件 閲覧 件	円 件 × 免除

送付書類確認表

郵送で証明を請求される前に、下記に記載の必要書類が同封されているか確認してください。

【郵送用】固定資産評価証明・閲覧請求書(個人用)

本人確認書類の写し

請求者のマイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の顔写真付きのもの(1点)
または、健康保険証、年金手帳など顔写真の付いていないもの(2点)

返信用封筒

宛先を記入し、切手を貼ったもの

※ 返送先が請求者と異なる場合(提出先に直接送付してほしい場合等)

請求者が指定した返送先であることが分かるよう、返信用封筒の裏面余白に差出人(=請求者)のお名前・ご住所を必ず記入してください。

証明書の手数料(定額小為替)

定額小為替を郵便局で購入し、何も記載せずにお送りください。

● 土地・家屋 …… 年度・土地1筆または家屋1棟(区分所有家屋の場合は1専有部分)・納税義務者ごとに400円かかります。

※区分所有家屋における規約共用部分は、対応する専有部分ごとに1件400円。

● 償却資産 …… 1年度・1納税義務者ごとに400円かかります。

委任状

代理人が請求する場合

(本人と同居している親族の方が請求する場合は不要です。)

その他

相続人が請求する場合や、委任状でない方法により第三者が請求する場合は、上記書類のほかに別途、書類が必要となる場合があります。

詳しくは、札幌市公式ホームページの「市税証明の郵送での請求」ページをご確認いただくか、札幌市納税お知らせセンター(011-616-5559)にお問い合わせください。

固定資産評価証明の郵送先 〒060-8572

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階
札幌市中央市税事務所納税課 市税証明担当 あて

土地・家屋に関する固定資産課税台帳(名寄帳)の請求・問い合わせ先

中央市税事務所固定資産税課(011-211-3917)	担当区:中央区
北部市税事務所固定資産税課(011-207-3917)	担当区:北区、東区
東部市税事務所固定資産税課(011-802-3917)	担当区:白石区、厚別区
南部市税事務所固定資産税課(011-824-3917)	担当区:豊平区、清田区、南区
西部市税事務所固定資産税課(011-618-3917)	担当区:西区、手稲区

必要書類を受付次第、処理を行います。往復の郵送日数と合わせ、お手元に証明書が届くまで10日前後かかります。期間に余裕をもって請求してください。